

C. 所得税の医療費控除の申告方法

医療費がとてらかかってしまったとき

『医療費控除』という税金面での支援があります。

一年間に実質支払った医療費が

一定額以上のときに申告すれば

税金の控除を受けることができます。

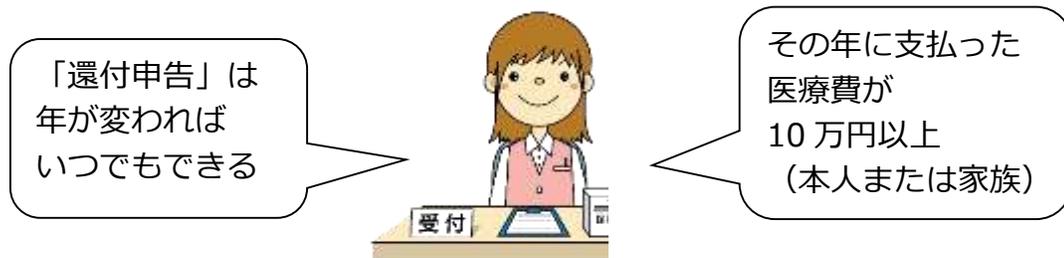
C-1 医療費控除って何？

医療費控除と還付申告

C-1-1

医療費控除とは、1年間（1月1日～12月31日）に一定以上の医療費がかかったとき、その年の税負担を軽減する目的で行われます。

本人または家族（税法では「生計を一にする親族」といいます。）がその年に支払った医療費が10万円を超えた場合、この10万円を超えた分が医療費控除となり、申告をすれば、その控除額に対応する税金を返してもらうことができます。還付申告を行う人でもっとも多いのが、この医療費控除です。



所得税の確定申告期間は、毎年2月16日から3月15日（土日曜日と重なる場合には翌月曜日）の1ヶ月間に決まっていますが、税金を返してもらう申告—「還付申告」—については、年が変わればいつでもできることになっています。

共働き夫婦で、別々に税金を支払っていても、医療費控除は夫婦いずれかにまとめて申告できます。

生計を一にする親族とは・・・



「生計を一にする」というのは、日常の生活費を共にしているということです。つまり、控除対象配偶者や扶養親族のことだけをさすものではありません。例えば、配偶者控除の適用を受けていない共働きの夫婦や、下宿している大学生の子ども（同居していない場合）であっても、同一生計であれば「生計を一にする親族」となります。

C-2 医療費控除が受けられるのは？

医療費控除の対象となるもの

C-2-1

医療費控除の対象になる医療費としては、次のようなものがあります。

- 医師、歯科医師による診療や治療代
- 治療、療養のための医薬品の購入
- 病院や診療所、介護老人保健施設、助産所に収容されるための人的役務の提供（急患で病院に運ばれる費用、通院費等）
- 治療のためのあんま・マッサージ・指圧師、はり師、灸師、柔道整復師による施術
- 保健師や看護師、准看護師、特に依頼した人（家政婦等）による療養上の世話（在宅療養を含む）
- 助産師による分娩の介助
- 介護保険制度のもとで提供される、
 - ① 指定介護老人福祉施設サービス対価（特養ホーム、老健施設等の入所費）の2分の1
 - ② 居宅サービスの自己負担額
- 診療や治療などを受けるために直接必要な通院費用、入院の部屋代や食事代の費用、医療用器具（治療用眼鏡、ストーマ装具等）の購入代や賃借料の費用
- 診療や治療などを受けるために直接必要な義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費
主治医記載の「おむつ使用証明書」によるおむつ代
- バスや電車を利用の場合の通院費
- 骨髄移植推進財団に支払う骨髄移植のあっせんに係わる患者負担金

これらは医療費控除の対象にはなりませんので、ご注意ください。

- 美容整形の手術費用
- 健康増進、疾病予防のための医薬品の購入
- 人間ドック、健康診断の費用
- 親族に支払う、療養上の世話の費用
- メガネ、コンタクトレンズ購入費
- かつらの購入費用
- 自家用車通院の場合のガソリン代、有料道路代、駐車場代



C-3 医療費控除が可能かどうか知るための計算

計算方法は、

- ① まず、その年に支払った医療費から「保険金等で補てんされる金額」を差し引きます。
- ② そこからさらに、総所得金額の5%または10万円のいずれか少ない方の金額を差し引きます。

なお、医療費控除は最高限度額が200万円と定められています。

以上を算式で表すと、次のようになります。

$$\begin{array}{r} \boxed{\text{その年に}} \\ \boxed{\text{支払った医療費}} \end{array} - \begin{array}{r} \boxed{\text{① 保険金等で}} \\ \boxed{\text{補てんされる金額}} \end{array} = \boxed{\text{(A)}}$$

$$\boxed{\text{(A)}} - \begin{array}{r} \boxed{\text{② 10万円または所得金額の5\%}} \\ \boxed{\text{どちらか少ない方}} \end{array} = \boxed{\text{医療費控除額}} \\ \text{(最高で200万円)}$$

「保険金等で補てんされる金額」に該当するものとは



医療費から差し引かなければならない保険金等としては、下記のようなものがあります。

① 公的医療保険から支給される

「出産育児一時金」、「配偶者出産育児一時金」、「療養費」、
「家族療養費」、「移送費」、「家族移送費」、「高額療養費」

② 生保会社または損保会社等から支払を受ける

「傷害費用保険金」、「医療保険金」、「入院給付金」

③ 医療費の補てんを目的として支払われる

「損害賠償金」

C-4 医療費控除の申請にどのようなものが必要なの？

医療費控除の申告の際、必要な書類

C-4-1

- ① 給与所得の源泉徴収票
- ② 確定申告書 A または B
- ③ 医療費の明細書
- ④ 医療費の領収書、レシート
- ⑤ 医療費を補てんするものの書類
- ⑥ 銀行口座番号
- ⑦ 印鑑
- ⑧ マイナンバーを証明する書類

① 給与所得の源泉徴収票

- 平成〇年分の源泉徴収減税額の還付を受ける場合には、「平成〇年分給与所得の源泉徴収票」が必要です。
- コピーは不可です。
- 紛失した場合は、勤務先で再発行してもらいましょう。

② 確定申告書 A または B

- 申告する所得が、給与所得、雑所得、配当所得、一時所得しかない場合は、「確定申告書 A」を使用します。
- 個人事業者は「確定申告書 B」を使用します。
- どの税務署でもらってもかまいません。
- 国税庁のホームページより、ダウンロードすることもできます。

③ 医療費の明細書

- 支払った医療費の明細を記録する用紙が必要です。
- 確定申告書と一緒に、税務署でもらいましょう。
- 国税庁のホームページより、ダウンロードすることができます。

④ 医療費の領収書、レシート

- 平成〇年分の還付を受けるには、平成〇年 1 月 1 日から平成〇年 12 月 31 日までに支払った領収書やレシートが必要になります。
- コピーは不可です。
- 電車代、バス代などの領収書やレシートのないものは、医療費の明細書に記載すれば大丈夫です。

⑤ 医療費を補てんするものの書類

- 医療費を補てんするもの（高額療養費還付金、生命保険の入院給付金、出産育児一時金など）がある場合は、その分を医療費から差し引きます。ですから、その金額がわかるものが必要になります。

⑥ 銀行口座番号

- 還付金振り込み用の銀行口座番号が必要です。
（申告者本人の名義でなければいけません）
- 注）** 夫の還付金を妻の口座に振り込むことはできません。

⑦ 印鑑

- 印鑑（認印でもかまいません）が必要です。

⑧ マイナンバーを証明する書類

- 個人番号カード
※通知カード、個人番号が記載された住民票等、個人番号が記載されたものが必要になります。

インターネット


医療費控除の申請に関する情報

国税庁

<http://www.nta.go.jp/>

「確定申告書」・「医療費の明細書」は、国税庁のホームページから、ダウンロードすることができます。

C-5 医療費控除の手続き方法とは？

医療費や薬代の領収書・レシート

C-5-1

医療費控除を受けるためには、原則として領収書が必要です。領収書は、大切に保管しておきましょう。日頃から、病院にかかった時はもちろん、病気を治すための薬を買った場合の薬局のレシート、介護ヘルパーをお願いした場合の領収書などもしっかり保管しておきましょう。

ここがポイント！

- ☑ 領収書を区分けしておくと便利です。
「治療を受けた人」別や「病院・薬局」別などわかりやすく分類しておきましょう。

- ☑ 家族が多い場合は、日頃から、だれのどんな治療のために払ったものか、領収書やレシートの裏にメモしておくと後で楽に整理することができます。

医療費控除の明細書(内訳書)を作る

医療費の支払い明細は、自分で明細書を作成して申告書に添えてもかまわないのですが、税務署にある「医療費の明細書」を使うと便利です。書き込み式になっていて、医療費控除の計算が簡単にできます。

領収書の再発行

領収書がなくなってしまった場合は、領収書の再発行を依頼するのが簡単です。

再発行が受け付けられない場合ややむを得ない理由で領収書を手に入れない場合は、治療等を受けた事実を立証するものを持参したり、その理由と支払い内容を示したりして、税務署の窓口で相談することとなります。

通院費を医療費控除の対象にする場合の注意点

C-5-2

通院のために利用する電車やバスの運賃は、診察を受けるため通常直接必要なものとして医療費に認められているので、医療費控除の対象になります。ただし、電車やバスでは領収書が出ないのが普通ですから、これらについては、「医療費の内訳」に記載することが必要になります。

病院の領収書があれば、通院した日などがわかるので、それをもとにして交通費を書き出しておきましょう。

タクシーや自家用車の場合



原則として、タクシー代は、医療費控除の対象になりません。ただし、病状からみて急を要する場合(緊急に病院で処置対応をしてもらわなければならない場合や歩けない場合など)や、電車やバス等の利用ができずタクシーを利用する場合には、タクシー代は、医療費控除の対象になります。

通院のために自家用車を利用することは、診察を受けるために通常必要なものとして認められていないので、ガソリン代や駐車場料金等自家用車についての経費は、医療費控除の対象になりません。

いつ、どこで申告するの？

C-5-3

- 「還付申告」は年が変わればいつでもできます。
- その年に支払った医療費が10万円を超える(本人または家族)場合です。

所得税の確定申告期間は毎年2月16日から3月15日(土日曜日と重なる場合には翌月曜日)の1ヶ月間に決まっていますが、税金を返してもらう申告—還付申告—については、年が変わればいつでもできることになっています。

居住地を管轄する^{みなか}税務署に提出します。

国税庁のホームページを利用して申告する場合・・・



国税庁のホームページの『確定申告書作成コーナー』を利用すると、税額の計算が自動にできたり、申告に行かなくても家で行うこともできたり、とても便利です。

方法は、必要事項を入力し申告書を作成します。できあがった申告書を印刷して必要書類と一緒に税務署に郵送するか、または、国税電子申告・納税システム e-Tax を利用してそのまま送信することができます。(詳しくは、国税庁のホームページにある『Web-TAX-TV』をご覧ください。)

医療費控除の申請に関する情報

インターネット



国税庁

<http://www.nta.go.jp/>

「確定申告書」・「医療費の明細書」は、国税庁のホームページから、ダウンロードすることができます。